

## 対象となる許可申請等

対象となる許可申請等は次のとおり、産業廃棄物処理関係および一般廃棄物処理施設関係とする。

### (1) 産業廃棄物関係

産業廃棄物収集運搬業の許可(更新・新規)	法第14条第1項
産業廃棄物処分業の許可(更新・新規)	法第14条第6項
産業廃棄物処理業の変更許可	法第14条の2第1項
特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可(更新・新規)	法第14条の4第1項
特別管理産業廃棄物処分業の許可(更新・新規)	法第14条の4第6項
特別管理産業廃棄物処理業の変更許可	法第14条の5第1項
産業廃棄物処理施設の設置許可	法第15条第1項
産業廃棄物処理施設の変更許可	法第15条の2の5第1項
産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可	法第15条の4において準用する 法第9条の5第1項
産業廃棄物処理施設にかかる合併又は分割の認可	法第15条の4において準用する 法第9条の6第1項
産業廃棄物処理施設にかかる相続の届出	法第15条の4において準用する 法第9条の7第2項

### (2) 一般廃棄物処理施設関係

一般廃棄物処理施設の設置許可	法第8条第1項
一般廃棄物処理施設の変更許可	法第9条第1項
一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可	法第9条の5第1項
一般廃棄物処理施設にかかる合併又は分割の認可	法第9条の6第1項
一般廃棄物処理施設にかかる相続の届出	法第9条の7第2項

## 住民票の写し等の代用となる許可証（先行許可証の要件）

### 1. 産業廃棄物関係

(1) 先行許可証として用いることができる許可証は平成12年10月1日以降に住民票の写し等を添付して受けた表1に掲げる許可に係るものに限られます。

(2) 先行許可証として用いることができる期間は当該先行許可の日から5年間に限られます。

したがって、許可の日から5年を経過したものであるときは当該許可に係る許可証の提出をもって住民票の写し等に代えることはできません。

また、先行許可の更新の申請の際に当該先行許可証の提出をもって、住民票の写し等に代えることはできません。

変更許可及び新規許可の申請時に住民票の写し等を添付し許可を受けたときには、当該許可に係る許可証について先行許可証として用いることができる期間は、当該許可の日から5年間となります。

(表 1)

産業廃棄物収集運搬業の許可証	特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可証
産業廃棄物処分業の許可証	特別管理産業廃棄物処分業の許可証
産業廃棄物処理業の変更許可証	特別管理産業廃棄物処理業の変更許可証
産業廃棄物処理施設の許可証	
産業廃棄物処理施設の変更許可証	

## 2. 一般廃棄物処理施設関係

先行許可証として用いることが出来る許可証は、住民票の写し等を添付して受けた一般廃棄物処理施設設置許可証または一般廃棄物処理施設変更許可証で、用いることができる期間は当該先行許可の日から5年間となるものであること。